

居宅介護支援契約書

事業者：済生会南部訪問看護ステーション

第1条（居宅介護支援の目的）

済生会南部訪問看護ステーション（以下「事業者」という。）は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対し可能な限り居宅においてその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むために必要な居宅サービスが適切に利用できるよう、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、当該計画に基づいて適切な居宅サービスの提供が確保されるよう、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を提供します。

第2条（サービス内容）

事業者は、利用者に対し次のサービスを提供するものとします。

- （１） 居宅サービス計画の作成
- （２） サービス事業者との連絡調整
- （３） 居宅介護サービス計画の実施状況の把握
- （４） 市区町村への連絡・調整等
- （５） 介護保険施設の情報提供
- （６） 要介護認定の申請代行

第3条（契約期間）

- 1 この契約の期間は、令和 年 月 日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。ただし、契約期間満了日以前に利用者が要介護状態区分の変更の認定を受け認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定有効期間の満了日までとします。
- 2 上記契約期間満了日までに利用者から契約更新しない旨の申し出がない場合、本契約は自動的に更新されるものとします。

第4条（居宅介護支援の担当者）

- 1 事業者は、居宅介護支援の担当者（以下「担当者」という。）として介護支援専門員である職員を選任し、適切な居宅介護支援に努めます。
- 2 事業者は、担当者を選任し、又は変更する場合は、利用者の状況とその意向に配慮して行うとともに、事業者の事情により変更する場合にはあらかじめ利用者と協議します。
- 3 事業者は、担当者に対し、専門職として常に利用者の立場に立ち、誠意をもってその職務を遂行するよう指導するとともに、必要な対応を講じます。
- 4 事業者は、担当者に身分証を常に携帯させ、利用者又はその家族から求められた場合は、これを提示させるものとします。

第5条（居宅サービス計画の変更等）

- 1 事業者は利用者が居宅サービス計画（ケアプラン）の変更を希望する場合には速やかに居宅サービス計画（ケアプラン）を変更するとともにこれに基づき居宅サービスが円滑に提供されるようサービス事業者等への連絡調整等を行います。
- 2 事業者は利用者が居宅サービス計画（ケアプラン）の範囲内でサービス内容等の変更を希望する場合には、速やかにサービス事業者への連絡調整等を行います。

第6条（サービス提供の記録等）

- 1 事業者は、居宅サービス計画作成後においても、利用者及びその家族、居宅サービス事業者との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス提供の目標等の達成状況等を評価します。その結果を記録し、利用者に説明のうえ、給付管理表を提出します。
- 2 事業者は、サービス提供の記録を作成完了後5年間は適正に保存し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりそのコピーを交付します。

第7条（利用者の解約権）

利用者は、事業者に対しいつでも1週間以上の予告期間をもって、この契約を解約することができます。

第8条（事業者の解除権）

事業者は、次の（１）（２）（３）に該当する場合、利用者、身元保証人、その他家族等に対し、改善を希望する旨の申し入れを行い、それにも拘らず改善の見込みがなく結果として利用者に対して、適切な介護サービスを提供することが困難であると認めるときは、30日前に本人或いは身元保証人・ご家族等に対し通知することにより、この契約を解除することができます。ただし、やむを得ない事由が認められるときは直ちに解約することができます。

- （１）利用者・身元保証人、またはその家族等が、事業者や担当者やその他の職員等に対して、故意にハラスメントや暴言等の法令違反等不法行為、その他著しく常識を逸脱する行為を行ったとき
- （２）利用者、身元保証人、またはその家族等が、事業者や担当者、その他の職員等の生命、身体、財産、若しくは信用を傷つける恐れがあり、且つ事業者が通常の方法ではこれを防止できないと判断したとき
- （３）身元保証人またはその家族等が、利用者のサービス利用に関する事業者の助言や相談の申し入れ等を理由なく拒否し、あるいは反応しないなど、事業者の事業運営を著しく阻害する行為が認められるとき

第9条（契約の終了）

- 1 次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。
 - （１）第3条第2項に基づき、利用者から契約を更新しない旨の申し出があり、契約期間が満了したとき
 - （２）第7条に基づき、利用者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき
 - （３）第8条で定める条件が満たされ、事業者から契約解除の意思表示がなされたとき
 - （４）次の理由で利用者にサービスを提供できなくなったとき
 - ア 利用者が介護保険施設や医療施設に入所又は入院したこと
 - イ 利用者が要介護認定を受けられなかったこと
 - ウ 利用者が死亡したこと
 - エ その他、居宅介護支援事業の継続が困難となった場合
- 2 事業者は、契約の終了にあたり必要があると認められる場合は、利用者が指定する他の支援事業者等への関係記録（写し）の引継、介護保険外サービスの利用に係る市町村への連絡等の連絡調整等を行うものとします。

第10条（損害賠償）

- 1 事業者は、居宅介護支援の実施にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、事業者の責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。
- 2 事業者は、利用者の故意又は重大な過失により損害を受けた場合は、その損害賠償を請求することができます。

第11条（秘密保持）

- 1 事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- 2 事業者は、あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合には、利用者にサービスを提供するサービス事業者との連絡調整その他必要な範囲内で、同意した者の個人情報を用いることができます。

第12条（苦情対応）

- 1 利用者は、提供した居宅介護支援に苦情がある場合又は事業者が作成した居宅サービス計画に基づいて提供された居宅サービスに苦情がある場合には、事業者、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

- 2 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。
- 3 事業者は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として何らの不利益な取扱いをすることはありません。

第 13 条（契約外条項など）

この契約及び介護保険法等の関係法令で定められていない事項については、介護保険法、その他関係法令の趣旨を尊重し、利用者と事業者との協議により定めます。

利用者及び事業者は、本契約書及び約款の内容について、双方ともに確認し、合意のうえ居宅介護支援の契約を締結しますので、契約が成立したことを証するため、各自記名のうえ、各自その一通を保有することとします。